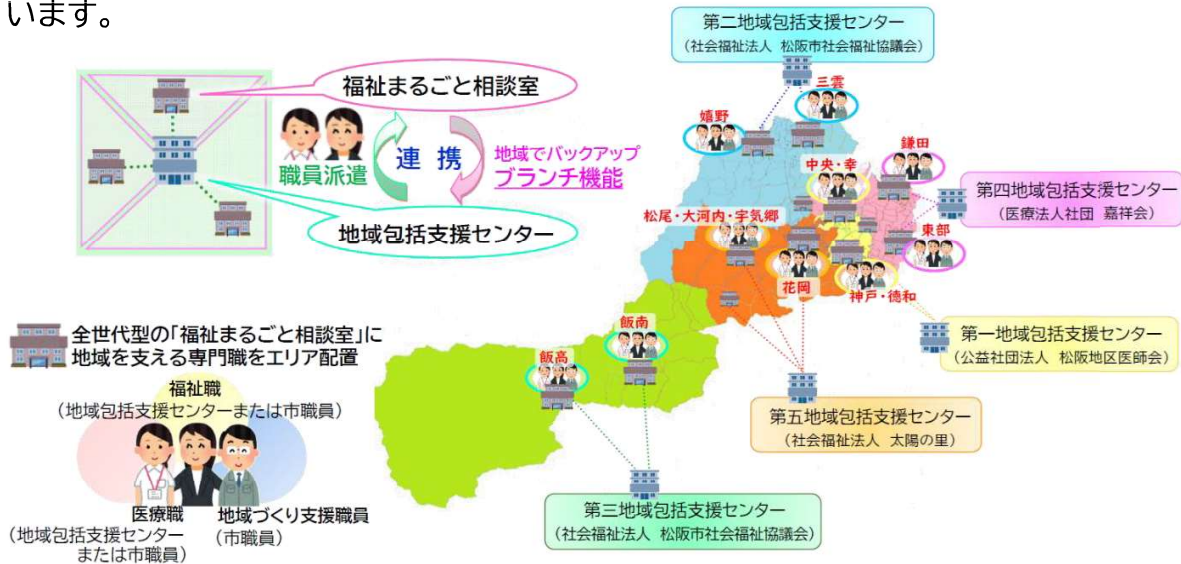


## 事例1 各地区に設置した「福祉まるごと相談室」

### ●主な事業主体、連携主体

松阪市では、既存の体制を活かしながら身近な地域でも重層的支援体制整備事業の各事業が展開されるような体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の各事業に「福祉まるごと相談室」の取組を位置づけています。

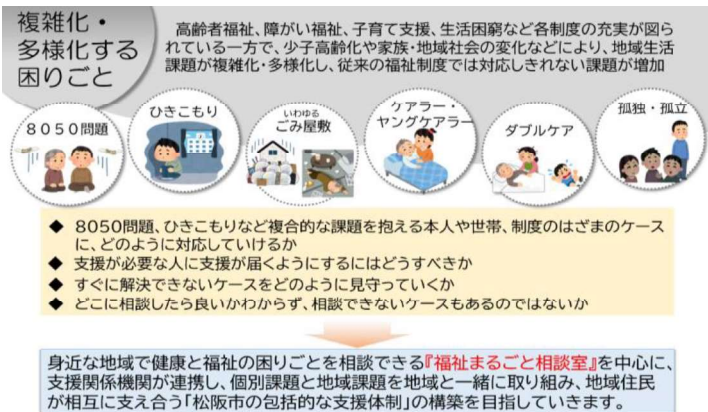
高齢期の支援を地域で包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の取組を高齢者に対する支援に限定することなく、子どもや障がい者等、世帯全体を対象とした支援に深化・進化させていくことは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながります。全世代を対象に支援を行う「福祉まるごと相談室」と地域包括支援センターが協働し、連携しやすい体制を築くために、原則として地域包括支援センターの運営法人に「福祉まるごと相談室」の業務を一部委託し、一体的に実施しています。



### ●現状、課題

高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮など各制度の充実が図られている一方で、少子高齢化や家族・地域社会の変化などにより、地域生活課題が複雑化・多様化し、従来の福祉制度では対応しきれない課題や分野別の窓口だけでは対応困難なケースも多くなります。

このような中、松阪市では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和5(2023)年度から「重層的支援体制整備事業」を本格実施しました。また、身近な地域で相談を受け止め、地域、行政、専門職等が連携して地域で支えあう体制をつくるため市内各地に「福祉まるごと相談室」の設置をしております。



## 【松阪市における重層的支援体制整備事業の支援フロー】



### ●取組概要

#### 【福祉まるごと相談室 6つの取組】

- #### 1 地域に寄り添う福祉まるごと相談室

  - 生活課題・地域課題の相談対応
  - 公的機関やサービスへのつなぎ、地域の活動団体や資源との橋渡し
- #### 2 地域で広げる健康づくり

  - 市の保健師・管理栄養士・歯科衛生士、地域包括支援センター等との連携により、地域ぐるみでの健康づくり・介護予防の推進
  - 高齢者のフレイル予防による連携と支援
- #### 3 地域で支えるネットワークづくり

  - 地域での活動を通じ、「人と人」、「人と地域」とのつながりづくりを支援
  - 地域に根ざした見守り・支援のネットワークの基盤づくり
- #### 4 地域へ出向くアウトリーチ

  - 「相談を待つ」のではなく、積極的に地域に出向く
  - 気になる情報を得ることで必要な支援が届いていない人(世帯)を早期に発見し、支援を届ける
- #### 5 多様な居場所を創る地域づくり

  - 地域資源の発見、掘り起こし、活用
  - 地域の実情・ニーズに応じて世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場や居場所づくり
- #### 6 人×役割×地域を結ぶ参加支援

  - 地域資源などを活用して社会とのつながりづくりを支援
  - 気軽に地域の活動に参加できるきっかけづくり
  - 自分に合った生きがい、役割を見出すサポート

### ●取組におけるポイント

- ・「福祉まるごと相談室」に福祉職、医療職、地域づくり支援職員を配置し、世代や属性を超えた相談を受け止め、自治会や民生委員・児童委員、専門支援機関と連携して必要な支援を行っています。また、地域課題、ニーズの把握も行うとともに、健康づくり、介護予防の推進の取組も行い支え合いの地域づくりに繋げ、地域の福祉基盤の強化に取り組んでいます。
- ・地域の課題やニーズ対応から地域の取組について協議・発案を行うため、福祉まるごと相談室が中心となり、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の地域担当で構成する「地域まるごとサポートチーム」を結成しました。
- ・地元自治会や民生委員・児童委員等の地域の担い手の方との連携、社会福祉協議会を福祉まるごと相談室のコアメンバーと位置づけるなど、アウトリーチ等事業や参加支援事業、地域づくり事業を身近な地域単位で一体的に実施しています。

### ●今後の展開について

「福祉まるごと相談室」は、おおむね中学校区に1か所を基本とし、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までに10か所開設しました。令和7(2025)年度までに市内全域(全13か所)に「福祉まるごと相談室」を設置します。身近な地域での相談室だからこそできる、アウトリーチ機能、地域での見守り体制、社会とのつながりづくり・参加支援などは強みだと考えます。

今後、福祉の領域を越えて地域のさまざまな団体・資源とのつながりづくりや仕組みづくり、理念の共有を行いながら、松阪市における地域共生社会の実現に向けた取組を進めていきます。

### ●本事例に関するお問い合わせ先

松阪市健康福祉部健康福祉総務課

電話番号:0598-53-4089

メールアドレス:kenfukso.div@city.matsusaka.mie.jp